

労組法違反 談合

東芝は法を守り争議解決を！

原発 データ改ざん

労働組合法では「労働委員会命令に不服で再審査申立てや控訴した場合でも、まず命令を履行すること」が義務づけられています。

しかし、東芝は「中労委の差別是正命令には裁判所の判決のような強制執行や罰則がないから守る必要がない」という横暴な態度をとっています。いま東芝では、談合事件での「入札停止」処分に続き、原子力発電設備の検査データ改ざん事件があいついで発覚し、事件をおこした京浜事業所ではコンプライアンス（法令遵守）教育を始めています。

教育資料を[社外秘]扱い 法令遵守教育で口止め？

西田社長は、事件発覚後に「経営の透明性・公開制・倫理性の向上…は重要な経営方針である」と言いました。しかし、「信頼回復のために法令遵守を徹底する」ためにおこなわれた社内教育では、教育資料を「社外秘」扱



東京電力 柏崎原子力発電所

いにして「社外に漏らすな」と口止めしています。

いったい、西田社長のメッセージはなんだったのでしょうか？

秘密組織や差別は 時代遅れ



秘密組織の機関誌

京浜事業所では、警察出身者が労務担当となって、秘密組織「東芝扇会」の支部として「竹馬の会」「すえひろ会」などを育成して労組役員を占めてきました。現在は、東芝扇会から自己啓発の会と名称を変え、その支部と

して「鶴翼の会」が組織されています。

このような秘密組織の網の目を張ってつくられた「自由にものが言えない職場」のなかで、社内教育資料でいう「会社のためだから…」「今まで問題になっていないから…」と、社会的なルールを守らない体質がつくられてきたのではないのでしょうか。

東芝は社会的責任をはたせ

東芝は、違法な労務管理を反省し、労働委員会の命令にしたがって差別をなくし、企業の社会的責任を果たすべきです。

東芝争議の一日も早い解決のために、多くの皆様のご支援をお願いします。

雇用・不払い残業・労災・職業病の相談は
個人加入の労働組合・電機ユニオン
全労連と最寄りの地域労連へ
電機ユニオン：03-3455-6006
全労連：0120-378-060

東芝の職場を明るくする会 労働運動を強める東芝の会 2006年 5月

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225安伸ビル Tel & Fax 044-533-1408